

定款2次試案とアンケート

日本天文学会運営検討委員会

昭和44年12月13日

日本天文学会の改革は定款案の最終的調整を行なうところまで進んでいる。天文月報62巻11月号では、10月中旬に仙台での秋季年会の折に行なわれた説明会までの経過報告と、定款1次試案の提示とを行なった。この1次試案にたいしては意見が9通寄せられた。2次試案作成のための運営検討委員会は11月30日に開かれ、年会の折の説明会、およびその後の意見書に出された問題点が検討された。主な事項は次の点である。

- (1) 準会員と年令制限
- (2) 評議員選挙における立候補制
- (3) 会計年度
- (4) 会費算定
- (5) その他の問題

これらの検討にもとづいて別項の2次試案が作成されたので、それについての原則的な賛否をおたずねするとともに、必要な事項について会員諸氏の意見を伺いたい。本委員会はその回答の集計結果にもとづいて最終的な定款案をまとめ、3月中旬に答申を行ないたいと希望している。そのための重要な資料となるので会員諸氏の積極的な回答をお願いする。

アンケート記入法：アンケートの必要事項に御記入のうへ、無記名で下記のとおり御回答下さい。

締切：昭和45年1月20日
送り先：東京都三鷹市大沢(〒181) 東京天文台内
日本天文学会アンケート係

1. 準会員と年令制限

1次試案に準会員制をおいたのは二つの意味をもって。一つは18歳未満の若い会員に、学会の運営には直接関与しなくても、学会の活動には積極的に参加してほしいという期待、もう一つは、学会運営参加を希望されない現会員のために、天文月報割引購読の便をはかり、学会との関係を親密にしておいてほしいという期待があったこと、によるのである。その後会員諸氏からの指摘もあり、再検討した結果、この制度は学会の性格を正しく反映しない恐れがあり、誤解を生じやすいことがわかってきた。

まず、年令制限について、18歳以上という規定をおいたのは、研究者中心の運営という考え方がまだ頭のなか

にあったこと、投票権と関係して未成年者は投票権がないという社会通念があった、という理由によるものである。これについては、現在の学会は研究者だけのものではなく多くの年少者会員をふくみ、しかも、アマチュア活動の面で若い会員のエネルギーに期待しているときに、それに逆行するような規定はよくない、学会の運営には会員を信頼するという前提を確立すべきであるとの意見が強く出された。

次に、準会員について、第1に天文月報購読のみを希望する広い層に、購読の便をはかり、いわば会友として学会活動にも参加してほしいとの期待は、逆に、通常会員の一部に、準会員という形で会の外に出されてしまうのではないかという危惧の念をもたれる結果となった。第2に18歳以上という規定をはずせば、準会員は天文月報定期購読者という性格だけになる。また、第3に、これは前から問題になっていたところであるが、準会員は会員ではないので、それを定款上に明記するのは混乱をまねく。

以上のような検討をもとにして、2次試案では、18歳以上という年令制限の規定をはずす。準会員制も撤廃し、別に、学会の事業として(定款には明記しないが)天文月報の定期購読制をおく、ということになった。

2. 立候補制

これは定款上の問題ではなく、選挙施行細則の規定であるが、立候補制に対する危惧が一部の特別会員から強く出ている。

1次試案作成当時考えられていた立候補制とは、立候補者のほかに3名以上のすいせんを受け、候補者となることを承諾した者をもって候補者名簿を作成するというものである。ところが、これに対しても、本人の承諾を予め得ることの難しさから、立候補制を緩和する案として推薦候補も認める方式が提案された。候補者名簿に対する投票のみが有効である点では最初に述べた立候補制と同じであるが、この案では3人以上の推薦人があれば、本人の承諾なしに候補者としてすることができる。評議員の責任を明確にするという原則から考えれば、立候補制が当然であるが、学会の一部に危惧があるというのも現状では認めないわけにはいかない。推薦候補も認める方式であっても立候補制の趣旨はほとんど実現されると考えられるので、この程度の妥協はやむを得ない、とする意見も委員会内部に出てきて、立候補制を貫くべきである

倍率
200×
133×
96×
48×
30×

サンク
用紙

発所
311代表

との意見との間に調整ができていない。2次試案では上に述べた両案が併記されている。最終的には会員諸氏の判断に待つのがよいと思われるので、アンケートの該当する項目にぜひお答えいただきたい。

3. 会計年度

会計年度を現行の4月～翌年3月から1月～12月に移すという案は雑誌の発行などが便利になるので、1次試案の段階では検討事項となっていたが、会計理事、庶務理事の調査の結果、もし会計年度を移すと総会を1月からおそくとも3月末までに開かなければならないことが判明し、現状ではむずかしいことがわかった。したがって、会計年度は当面変更しないという結論になった。

4. 会費算定

資料として天文月報11月号に掲げた会費は、暫定試算額で、実際の算定には会員数および学会活動についての見通しが必要である。しかし、現在のところ、この試算額を変更する資料がないので、2次試案ではそのままとし、アンケート調査の結果を待って決定することとした。

5. その他の問題

(i) 学会事業における「助成」

1次試案では学会の事業として、研究の助成、観測交流の助成という事項がうたわれている。これについて、助成とは財政援助であって学会はそれを行なうだけの資力を持たないから削除した方がよい、との意見があった。助成という言葉は誤解を招きやすいので、ひとこと説明しておきたい。

これらの項目は現行定款にはないもので、これを1次試案に入れたのは、天文学会の将来の活動の姿をしめすのに現行定款では十分でないという認識があったためである。まず、研究者の活動について言えば、部会制に関連していわれたことであるが、研究のあり方が従来の個人的ないし機関中心のものに加えて、全国的な研究グループを中心とした研究の比重が高まり、それらが部会制の基礎となるであろうという見通しがある。学会としては、この方向で研究グループの育成にも積極的に援助し全体としての研究水準の向上に務める姿勢を明記すべきであるというのが、研究の助成という項目の由来である。

また観測交流については、アマチュアの自主的活動は観測交流という形で始められるであろうと思われる。現在あまりにも貧弱なアマチュア活動を盛り上げ、その活発化をはかる仕事に学会の事業として取り組もうという

のがこの項目の趣旨である。

以上のように、助成という言葉は必ずしも財政援助を意味するのではないが、誤解されやすい言葉であることも確かである。しかし、上記の精神を定款中に明記したいという希望は大きいので、2次試案ではあえて1次試案のままとした。この点について会員諸氏の意見なし提案を期待している。

(ii) 制裁規定

1次試案は現行のまま、「本会の体面を汚すようなことをした会員は……」となっているが、体面という言葉が古いので改めた方がよいという意見がいくつか寄せられた。委員会としては、この文章が良いとは必ずしも考えていないが、制裁条項はないと困まると思われるので、適切な表現について提案をお願いしたい。

(iii) 会務の集中

学会会務が研究者に集中し、研究者のなかでも特に東京天文台職員に集中していることは現状でも問題になっている。会務を出来る限り分散するのは学会改革の1つの目標であるが、今のところ、新しい学会でどこまで分散態勢がとれるか予測できない。実情としては地方に移せない会務がかなりあり、また、会計、庶務などのように個人に集中することもある程度やむを得ない部面もある。こうした実情から、会務の負担が今以上に東京天文台に集中するようならば学会改革には協力できないという強い意見も聞かれるのである。

新しい学会を軌道にのせるには、この面について全会員の積極的な協力を待つほかはない。それと同時に、会務の具体的な検討のなかで、分散できる仕事、できない仕事をはっきりさせ、能率的に会務遂行が行なえるように検討が始められなければならない。定款案が具体的に固まってくれば、この点の検討も進められるであろう。運営検討委員会の今後の仕事の一つであるが、それが解決されるまでは、東京天文台職員の負担する会務が軽減されないのもやむを得ない。この点について、会員諸氏の意見と提案を期待したい。なお、定款上では会務の集中を規制するわけにいかないので、2次試案でも、これについては触れていない。

(iv) 支部のあり方

支部のあり方と支部活動をもっとはっきりさせるべきであるという意見は、1次試案以来強いものになっているが、運営検討委員会の審議はまだ十分ではない。これについても会員の提案にまらたい。

別項： 日本天文学会定款 2 次試案

第 1 章 名称及び事務室

- 第 1 条 本会は、社団法人日本天文学会という。
- 第 2 条 本会は、事務所を東京都三鷹市東京天文台に置く。
- 第 3 条 本会は、細則の定める場所に支部を置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

- 第 4 条 本会は天文学の進歩及び普及をはかることをもって目的とする。
- 第 5 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。
1. 天文月報の発行及び配布。
 2. 日本天文学会欧文研究報告の発行。
 3. 年会、講演会の開催。
 4. 研究の助成。
 5. 天体観覧、観測の交流の助成。
 6. その他必要と認めた事業。
- 第 6 条 本会は、天文学の進歩及び普及に特別の功勞があると認められた者には総会の議決によってその功績を表彰することがある。

第 3 章 資産及び会計

- 第 7 条 本会の資産及び収入は次の通りである。
1. 設立当時の別紙目録記載の金壱万壱千壱百参拾七円参拾七銭。
 2. 会費及び寄附金。
 3. 雑誌売上代金及び雑収入。
- 第 8 条 本会の資産は、会長がこれを管理し、資産中現金はこれをもって確実な有価証券を買入れ、又はこれを銀行信託会社若しくは郵便局に預け入れるものとする。
- 第 9 条 本会の予算は、毎年度会長がこれを作成し、評議員会の議を経た後、総会に提出してその議決を経ることを要する。決算は、毎年度終了後、会計監査の監査を経た後、総会の承認を受けることを要する。
- 第 10 条 本会の諸経費は、第 7 条の資産及び収入をもってこれを支弁し、毎年度決算に剰余金を生じた場合は、これを翌年度収入に繰越す。
- 第 11 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

第 4 章 会 員

- 第 12 条 本会は正会員 A、正会員 B、名誉会員、賛助会員をもって構成する。
- 会員は個人とする。
- 正会員 A は天文月報の配布を受けるとする。
- 正会員 B は天文月報及び欧文研究報告の配布を受けるとする。
- 名誉会員は、天文学に関し、功績顕著な者、または本会の目的達成に多くの貢献をした個人であって、共に評議員会に於いて推薦され総会に於いて承認された者とする。名誉会員は、正会員 B に準ずる。(ただし、会費は納めることを要しない。)
- 賛助会員は、本会の目的に賛同して、その事業を援助する個人、または団体とする。
- 第 13 条 本会会員の会費は、別に細則でこれを定め、天文月報でこれを通知する。
- 第 14 条 既に納めた会費は、いかなる場合においても返附しない。
- 第 15 条 本会に入会する手続は次の通りである。
1. 正会員になろうとする者は、氏名、現住所、職業、生年月日及び希望する正会員の種別を記し、正会員の紹介をもって本会に申し込むこと。
 2. 賛助会員になろうとする者は、次の事柄を記して本会に申し込むこと。
 - (い) 個人の場合は、氏名、現在所、職業及び生年月日と細則第 1 条に定める毎年度の納入金の口数。
 - (ろ) 団体の場合は、団体名、代表者、所在地と細則第 1 条に定める毎年度の納入金の口数。
 3. 会員の入会許可は、会長がこれを行なう。
- 第 16 条 年度内に会費を納入しない会員の会員権を停止することがある。
- 第 17 条 退会しようとする者は、本会に申し出ることを要する。
- 第 18 条 一年以上会費を滞納した会員又は本会の体面を汚す様なことをした会員は、評議員会の議決によってこれを除名することがある。
- 第 19 条 会員の種別の変更を希望する者は、会長に申し

出て、その承認を受けることを要する。

第5章 役員及び評議員

第20条 本会に次の役員及び評議員を置く。

1. 会 長 1名
2. 副 会 長 2名
3. 評 議 員 15名以上 20名以内
4. 幹 事 20 " 30名 "
5. 会 計 監 査 2 " 3名 "
6. 支 部 委 員 若干名

会長、副会長は法定理事とする。その他の法定理事は、評議員及び幹事の中から評議員会が7名以上12名以内これを選ぶ。会計監査は、法定監事とする。

第21条 評議員は別に定める選挙施行細則により、正会員中より一般投票をもって選出する。

第22条 評議員の任期は、選挙後初の通常総会より二年とする。三期連続して評議員となることは認めない。

第23条 会長及び副会長は通常総会で評議員会の推薦に基づき評議員中よりこれを選ぶ。

第24条 会長及び副会長の任期は二年とする。

第25条 幹事は、正会員から会長がこれを指名し、会長及び副会長の改選後直ちに総会の承認を受けるものとする。幹事の任期は二年とする。

第26条 会計監査は、通常総会で正会員中よりこれを選ぶ。会計監査の任期は二年とする。

第27条 補欠によって就任した役員及び評議員の任期は前任者の残任期間とする。

第28条 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行なうものとする。

第29条 会長は本会を代表して会務を統理する。

第30条 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその任務を代理する。

第31条 幹事は次の会務を分担する。

1. 編 集
2. 会 計
3. 庶 務
4. 支部の会務

第32条 支部委員は支部の事業に必要な場合、会長が当該支部の正会員中よりこれを依頼することができる。

第33条 本会は、有給嘱託員を置くことができる。有給嘱託員は、会長が任免する。

第6章 評議員会

第34条 評議員会は、毎年二回以上これを開いて本会の

主要な事項を議決し、且つ、本会の事業の推進にあたる。

第35条 評議員会は、本会事業の発展に資するために、次の問題を特に担当する者を評議員中よりそれぞれ若干名指名する。

1. 研究活動に関する諸問題
2. 天文教育に関する諸問題
3. 天文学普及に関する諸問題

第36条 評議員会は、会長がこれを招集する。評議員会の招集は、あらかじめ会期一週間前までに会議の目的事項、日時、場所等を各評議員に通知してこれを行なう。

第37条 評議員会は評議員の過半数の出席によって成立し、会議は公開とする。

第38条 評議員会の議長は会合毎に互選によってこれを定める。

第39条 評議員会の議事は、出席評議員の過半数の賛成をもって決する。賛否同数の場合には議長がこれを決する。

第40条 会長は、必要があると認めたときは、臨時に評議員会を招集することができる。

評議員三名以上の請求があったときは、会長は臨時に評議員会を招集する必要がある。

第41条 正会員五十名以上から評議員不信任の申し出があった場合、別に定める評議員信任投票施行細則によって当該評議員の信任投票が実施されなければならない。信任票が有効投票総数の二分の一に満たない場合は、当該評議員は評議員の資格を失なう。

第7章 総 会

第42条 通常総会は、毎年一回春季にこれを開く。通常総会において会長は会務を報告し、その承認を求めなければならない。

第43条 通常総会は会長がこれを招集する。

第44条 会長が必要と認めたときは、評議員会の議を経て、臨時総会を招集することができる。

第45条 正会員三十名以上から会議の目的となる事項を示して請求した場合には、会長はその請求を受けた日から五十日以内に臨時総会を招集することを要する。

第46条 総会の招集及び会議の目的となる事項の通知は、急を要するもののほかは、天文月報でこれを行なう。

第47条 総会は正会員五十名以上の出席をもって成立する。

第48条 総会の議長は、正会員中より会長が指名し、総

会の承認を得る。

第49条 総会において投票するものは、出席正会員に限る。

第50条 総会の議事は、投票の過半数の賛成をもって決し、賛否同数の場合には、議長がこれを決する。

第51条 総会が必要と認めた場合は、正会員による郵便投票を行ない、有効投票総数の過半数の賛成をもって総会の議決にかえることができる。郵便投票の施行は、別に定める郵便投票施行細則によってこれを行なう。

第52条 本定款を変更しようとするには、評議員会の発議のあることを要する。本定款の変更について正会員三十名以上の要求のあった場合、評議員会はこれを審議しなければならない。

第53条 前条の発議があったときは、会長は、総会において投票の三分の二以上の賛成を得た上、主務官庁の認可を得てこれを実施する。

第54条 本定款の実施に必要な細則、選挙施行細則、評議員信任投票施行細則及び郵便投票施行細則は、評議員会の議を経て、総会の議決により定める。

細 則

第1条 本会の会費は次の通り定める。

1. 正会員Aは年額二千円。
2. 正会員Bは年額四千円、ただし外国人の正会員Bは年額十三米ドル。
3. 名誉会員は、会費を納めることを要しない。
4. 賛助会員は年額一口壹万円の内入金一口以上。

第2条 本会は次の支部を置く。

北海道支部、東北支部、関東支部、中部支部、近畿支部、中国・四国・九州支部。

選挙施行細則

第1条 本細則は定款第21条にもとずく評議員の選挙について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 評議員の選挙に関する事務は選挙管理委員会がこれを管理する。

第3条 選挙管理委員会は会長が評議員会の議を経て、評議員を除く正会員中より指名した5～10名の選挙管理委員により構成される。選挙管理委員の任期は二年とする。ただし、評議員選挙の候補者は選挙管理委員を辞任しなければならない。

第4条 選挙管理委員会は互選により委員長を決める。委員長は選挙管理委員会を招集し、議長とな

る。

第5条 選挙管理委員会は評議員選挙について次の事項を行なう。

1. 有権者名簿の作成。
2. 選挙の公示。
3. 候補者の受付。
4. 選挙公報の発行。
5. 投票及び開票の管理。
6. 当選の確認と発表。
7. その他必要な事項。

第6条 有権者は公示の時点における正会員とする。有権者は被選挙権を持つ。ただし、定款第22条に該当する有権者をのぞく。

第7条 選挙の公示は任期満了に因る評議員選挙においては、評議員の任期終了日の90日以上前で行なければならない。評議員に欠員が生じた場合は、その日より60日以内に補欠選挙の公示が行なわれなければならない。公示は天文月報誌上にて行なう。

第8条 投票の締切は公示の日から30日以上隔っていないなければならない。

第9条 被選挙権者は評議員選挙に立候補することができる。また、有権者3名以上の連署によって、被選挙権者のうちから候補者を推薦することができる。

A案：以下の文章を加える。

B案：以下の文章を加えない。

「ただし、この場合は本人の承諾を必要とする。」

(アンケート III (ハ) 参照)

第10条 候補者の受付期間は、公示後10日以上20日以内とする。任期満了に因る選挙においては候補者が15名未満の場合、補欠選挙においては候補者数が欠員数に満たない場合は、14日以内の補充候補者受付期間を設ける。この期間内に候補者数が定数に達しない場合は、選挙管理委員長の報告にもとづき、評議員会は不足数だけの推薦候補者を推薦する。

第11条 選挙管理委員会は特別な事情がない限り選挙ごとに1回候補者名を記載した選挙公報を発行しなければならない。候補者は選挙公報にその意見等を掲載できる。

選挙公報の発行は投票締切日の20日以上前に行なわなければならない。

第12条 投票は任期満了に因る選挙においては10名以内の無記名連記とする。また、補欠選挙において

は欠員数の1/2以下の無記名連記とする。

第13条 任期満了に因る選挙においては、得票数順に上位より第20位までを当選者とする。得票同数の場合には、選挙管理委員会が行なうくじで当選者を定める。

投票の結果及び当選者名は投票締切後40日以内に天文月報誌上に公表する。

第14条 投票結果の公表後10日以内を異議申し立て期間とする。この期間に異議申し立てがあった場合、選挙管理委員会はこれを審査し、異議申し立てのあった日から10日以内にその結果を公表しなければならない。審査の結果、当選が無効とされた者は評議員となることができない。

第15条 当選者発表後90日以内に評議員に欠員が生じた場合は、次点者を繰上げて当選者とする。

評議員信任投票施行細則

第1条 本細則は定款第41条にもとづく評議員信任投票について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 別に定められる選挙施行細則にもとづいて構成される選挙管理委員会が、信任投票を管理する。

第3条 評議員信任投票の有権者は、公示の時点における正会員とする。ただし当該評議員はのぞく。

第4条 信任投票の公示は、評議員不信任の申し出のあった日から45日以内に行なわれなければならない。公示は天文月報誌上にて行なう。

第5条 選挙管理委員会は不信任を申し出た正会員あるいはその代表の不信任理由書を不信任の申し出を受けた評議員の意見とあわせて、投票用紙と共に全会員に配布しなければならない。

第6条 投票は無記名とする。投票締切日は公示後20日以上へだたっていないなければならない。

第7条 信任投票の結果は投票締切後40日以内に天文月報誌上にて公表されなければならない。

郵便投票施行細則

第1条 本細則は、定款第51条にもとづく郵便投票について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 郵便投票の管理は、別に定められた選挙施行細則にもとづいて構成される選挙管理委員会が行なう。

第3条 郵便投票の有権者は、公示の時点における正会員とする。

第4条 郵便投票の公示は、郵便投票の実施を定めた総会の日から45日以内にその案件を示して行なわ

なければならない。

第5条 投票は無記名とする。投票締切日は、公示後20日以上へだたっていないなければならない。

第6条 郵便投票の結果は投票締切後40日以内に天文月報誌上にて公表されなければならない。

付 則 (移行措置)

第1条 本付則は今回の定款改訂に伴う移行措置について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 本定款にもとづく役員および評議員が確定するまでは旧定款にもとづく役員および評議員がその機能を代行するものとする。

第3条 旧定款にもとづく通常会員及び特別会員は本人の申し出によって正会員A又は正会員Bになることができる。旧定款にもとづく名誉会員及び賛助会員はそれぞれ本定款の名誉会員及び賛助会員とする。この手続は旧定款にもとづく理事が行なう。

第4条 評議員選出のための選挙を管理する目的で臨時選挙管理委員会を設ける。臨時選挙管理委員会は旧定款の理事長が指名し、本定款を議決した総会において承認される5～10名の選挙管理委員によって構成されるものとする。ただし、評議員選挙の候補者は臨時選挙管理委員を辞任しなければならない。

第5条 前条に定める評議員選挙は別に定められる選挙施行細則に準じて行なわれる。ただし、本付則にもとづく評議員選挙の候補者については定款第22条における連続3選禁止の規定を適用しない。

選挙の公示は本定款発効の日より60日以内に行なう。

第6条 本定款にもとづく会長、副会長は本付則により選出された評議員会の推薦にもとづき、臨時総会において評議員中よりこれを選ぶ。会長はさらに幹事及び選挙施行細則に規定する選挙管理委員を指名し、総会の承認をうける。

会計監査は、臨時総会において、正会員中よりこれを選ぶ。

第7条 本付則にもとづいて選ばれた役員及び評議員ならびに選挙管理委員の任期は、本付則による評議員選挙後初の臨時総会より昭和47年度通常総会までとする。

第8条 本付則は、本定款にもとづく役員及び評議員が確定した後、本定款にもとづく評議員会の議により効力を失なうものとする。

ア ン ケ ー ト

- ※ 会員の方は、以下のアンケートに必ず御回答下さい。
 ※ 該当する番号を○で囲んで下さい。その他に意見のある方は、
 該当する欄に御記入下さい。

I 定款2次試案（細則，付則をふくむ）については原則的に

1. 賛成する 2. 反対する

なお、賛否に条件をつける場合はそれを具体的に書いて下さい

()

II 定款2次試案の方向で新しい定款が発効した場合に、

(i) あなたが希望する会員の種別

1. 正会員A 2. 正会員B 3. 賛助会員

なお、会員以外にも天文月報の購読制があります。定期購読を

4. 希望する 5. 希望しない

(ii) 会費として2次試案に示された額は

1. 高すぎる 2. 適当である 3. もっと高くてもよい

1, 3の意見の方は適切と思う額を書いて下さい ()

(iii) 所属支部としては

1. 勤務地 2. 自宅 3. どちらかを選べるようにする

その場合、次の支部を希望する

1. 北海道 2. 東北 3. 関東
 4. 中部 5. 近畿 6. 中国・四国・九州

支部のおき方について意見があったら書いて下さい

()

(iv) 学会活動に対する希望

刊行物についての意見があったら書いて下さい

()

次のうち、どの方面の活動に参加することを希望しますか、活動の内容についての希望をそえて答えて下さい。

1. 研究者 ()
 2. 教育者 ()
 3. 同好者 ()
 4. その他 ()

支部活動についての希望があったら書いて下さい

()

Ⅲ 定款2次試案の内容についての意見

(イ) 正会員の年齢制限について、制限を設けることに

- 1. 賛成
- 2. 反対

この点について意見のある方は書いて下さい

()

(ロ) 定款1次試案では準会員制がおかれていましたが、前文で述べた理由により2次試案では廃止しました。これについて、2次試案の通り廃止することに

- 1. 賛成
- 2. 反対

その他の意見のある方は書いて下さい

()

(ハ) 選挙施行細則第9条の候補者名簿作成については、次のA、Bの2案が考えられています。

A. 立候補者および3名以上の正会員から推薦を受け、候補者となることを承諾した者。

B. 立候補者および候補者となることの承諾の如何を問わず、3名以上の正会員から推薦された者。

2次試案ではA、B両案を併記していますが、どちらがよいと思いますか。

- 1. A案がよい
- 2. B案がよい

Ⅳ あなた自身について

現住所 () 都道府県 () 市区町村

年齢 () 歳

職業又は学校、学年 ()

あなたは次のどれに該当しますか

- 1. 研究者
- 2. 教育者
- 3. 同好者
- 4. その他

現在の会員の種別は次のどれですか

- 1. 通常会員
- 2. 特別会員
- 3. 終身会員
- 4. 名誉会員
- 5. 賛助会員

学会に入会後何年になりますか

() 年

現在、天文学会以外に所属しておられる学会または同好会などがありますか。

- 1. ある
- 2. ない

あるとすれば、その名前 ()